

特別高圧電力 B-T O U

(主契約料金表)

2024年4月1日実施

関西電力株式会社

本 則

1 適 用

この特別高圧電力B-TOU料金表（以下「この料金表」といいます。）は、次の地域に適用いたします。
滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県（一部を除きます。）、福井県の一部、岐阜県の一部、三重県の一部

2 契約種別

この料金表の契約種別は、特別高圧電力B-TOUといたします。

3 適用範囲

特別高圧で電気の供給を受け、動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、契約電力が原則として2,000キロワット以上であるものに適用いたします。

なお、この料金表から他の料金表に変更された後1年に満たないお客さまについては、この料金表を適用いたしません。

4 契約使用期間

契約使用期間は、次によります。

- (1) 契約使用期間は、料金適用開始の日から1年目の日までといたします。
- (2) 契約使用期間満了に先だって、お客さままたは当社のいずれからも契約更改等の申し出がない場合は、この料金表による契約は、契約使用期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。この場合、当社は、契約使用期間満了前は、新たな契約使用期間を、この料金表による契約の継続後は、新たな契約使用期間、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、お客さまにお知らせいたします。

なお、当社は、電気事業法第2条の13に定める書面および電気事業法第2条の14に定める書面の交付に代えて、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。

また、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。

- (3) 契約使用期間満了に先だって、原則として他の料金表による契約に変更することはできません。

5 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式は、交流3相3線式とし、供給電圧は、契約電力に応じて次のとおりとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、自家発補給電力とあわせて電気の供給を受ける場合、供給電圧を判定する際の契約電力は、自家発補給電力の契約電力との合計といたします。また、供給電圧については、お客さまに特別の事情がある場合またはお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）の供給設備の都合でやむをえない場合には、当該標準電圧より上位または下位の電圧で供給することがあります。

契約電力10,000キロワット未満	標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルト
契約電力10,000キロワット以上	標準電圧70,000ボルト

6 契約電力

契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

7 時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

- (1) 重負荷時間
夏季の毎日10時から17時までの時間をいいます。ただし、別表（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。
- (2) 昼間時間
毎日8時から22時までの時間をいいます。ただし、重負荷時間および別表（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。
- (3) 夜間時間
重負荷時間および昼間時間以外の時間をいいます。

8 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および電気供給条件（特別高圧・高圧）（2024年4月1日実施。以下「供給条件」といいます。なお、供給条件が変更となった場合には、変更後の供給条件によります。）別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(3)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量

料金は、供給条件別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 47,000 円を下回る場合は、供給条件別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、供給条件別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 47,000 円を上回る場合は、供給条件別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、供給条件別表 3（市場価格調整）(1)イによって算定された平均市場価格が 10 円 82 銭を下回る場合は、供給条件別表 3（市場価格調整）(1)ニによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、供給条件別表 3（市場価格調整）(1)イによって算定された平均市場価格が 10 円 82 銭を上回る場合は、供給条件別表 3（市場価格調整）(1)ニによって算定された市場価格調整額を加えたものいたします。

(1) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

	契約電力 1 キロワットにつき
標準電圧 20,000 ボルトまたは 30,000 ボルトで供給を受ける場合	1,886 円 50 銭
標準電圧 70,000 ボルトで供給を受ける場合	1,842 円 50 銭

(2) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

イ 重負荷時間

	1 キロワット時につき
標準電圧 20,000 ボルトまたは 30,000 ボルトで供給を受ける場合	15 円 48 銭
標準電圧 70,000 ボルトで供給を受ける場合	15 円 16 銭

ロ 昼間時間

	1 キロワット時につき
標準電圧 20,000 ボルトまたは 30,000 ボルトで供給を受ける場合	15 円 48 銭
標準電圧 70,000 ボルトで供給を受ける場合	15 円 16 銭

ハ 夜間時間

	1 キロワット時につき
標準電圧 20,000 ボルトまたは 30,000 ボルトで供給を受ける場合	14 円 34 銭
標準電圧 70,000 ボルトで供給を受ける場合	14 円 06 銭

(3) 力率割引および割増し

イ 力率は、その 1 月のうち毎日 8 時から 22 時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100 パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、当該一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等によって算定された値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその 1 月の力率は、85 パーセントとみなします。

ロ 力率が、85 パーセントを上回る場合は、その上回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、その下回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割増しいたします。

9 使用電力量の算定

使用電力量は、原則として各時間帯別に算定いたします。この場合、それぞれの使用電力量は、供給条件 17（使用電力量の算定等）に準じて算定するものといたします。

10 その他

- (1) 4（契約使用期間）(2)によりこの料金表による契約が同一条件で継続される場合は、供給条件 39（需給契約の消滅）(2)イにかかわらず、契約使用期間満了による需給契約の消滅は、料金の算定上、需給契約の消滅とみなしません。
- (2) 発電設備等を介して、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。

附 則

実施期日

この料金表は、2024年4月1日から実施いたします。

別 表

休日等

この料金表において、休日等とは、次の日をいいます。

日曜日

「国民の祝日に関する法律」に規定する休日

1月2日

1月3日

4月30日

5月1日

5月2日

12月30日

12月31日

関西電力株式会社（小売電気事業者登録番号：A0272）

大阪市北区中之島3丁目6番16号

営業時間・電話番号は当社ホームページにてご確認ください。